当初決議第千五百八十四号（二千四年）7の規定に従って設置された専門家グループとコートジボワール政府との協力が、決議第二千四十五号（二千十二年）によって更新された至近の任務の過程において、継続していることを歓迎し、より緊密な協力を奨励し、

議長ノートS／二〇〇六／九九七に規定された指針を念頭に置いて、安全保障理事会補助機関課の専門家ロスターを拡大し改善する事務局の努力を歓迎し、

不法な課税制度の拡大、検問所の数及び恐喝事件の増加並びに国境管理のための能力及び利用可能な資源の欠如に関する専門家グループの調査結果に懸念を表明し、

天然資源の大規模な密輸、特にココア、カシューナッツ、綿、木材、金及びダイヤモンドがコートジボワールから不法に輸出され又は同国に不法に輸入されていることに更に懸念を表明し、

女性、平和及び安全保障に関する決議第千三百二十五号（二千年）、第千八百二十号（二千八年）、第千八百八十八号（二千九年）、第千八百八十九号（二千九年）及び第千九百六十号（二千十年）、児童及び武力紛争に関する決議第千六百十二号（二千五年）、第千八百八十二号（二千九年）、第千九百九十八号（二千十一年）及び第二千六十八号（二千十二年）、並びに武力紛争における文民の保護に関する決議第千六百七十四号（二千六年）及び第千八百九十四号（二千九年）を想起し、

コートジボワールにおける全ての人権侵害及び国際人道法違反に対する確固とした非難を改めて表明し、女性、児童、国内避難民及び外国人を含む文民に対して行われる全ての暴力並びに他の人権侵害を非難し、かかる犯罪行為の実行者は国内裁判所又は国際裁判所のいずれかを問わず司法手続に付されなければならないことを強調し、コートジボワール政府に対して国際刑事裁判所との緊密な協力を継続するよう奨励し、

専門家グループがその任務の遂行のために十分な資源の提供を受けることの重要性を強調し、

コートジボワールにおける事態が引き続きこの地域において国際の平和及び安全に対する脅威を構成していることを認定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　二千十四年四月三十日をもって終了する期間、全ての国が、コートジボワールに対する自国の領域からの若しくは自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による武器又は関連物資（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

2　決議第千五百七十二号（二千四年）7及び8の規定によって従前に課された武器及び関連物資に関する措置は、決議第二千四十五号（二千十二年）2、3及び4の規定によって代替され、コートジボワール治安部隊に対する治安及び軍事活動に関係する訓練、助言及び専門性の提供並びに同治安部隊に対する文民車両の供給には適用されなくなったことを想起する。

3　上記1の規定により課される措置は次のものには適用しないことを決定する。

(a)　国連コートジボワール活動（ＵＮＯＣＩ）及びそれを支援するフランス軍に対する支援又はこれらによる使用のみを目的とする供給。

(b)　人道的な又は防護的な使用のみを目的とする非殺生的な軍用装備の供給であって、決議第千五百七十二号（二千四年）14の規定により設置された委員会に対して事前に通報されるもの。

(c)　国際連合要員、報道機関の代表者、人道及び開発支援要員並びに関連要員によりそれらの個人的な使用のみのためにコートジボワールに一時的に持ち込まれる防護用衣類（防弾用上衣及び軍用ヘルメットを含む。）の供給。

(d)　単独でかつ直接にコートジボワール内の自国民及び領事上の責任を有する者の退去を促進するために国際法に従って行動している国の軍隊に対してコートジボワールに一時的に持ち込まれるものであって、決議第千五百七十二号（二千四年）14の規定により設置された委員会に対して事前に通報されるもの。

(e)　コートジボワール治安部隊が公共秩序を維持するに当たり、適切かつ均衡性のある武力のみを使用することを可能にするための非殺生的法執行装備の供給であって、決議第千五百七十二号（二千四年）14の規定により設置された委員会に対して事前に通報されるもの。

(f)　コートジボワールの治安部門改革（ＳＳＲ）に対する支援又はそれにおける使用のみを目的とする武器及び他の殺生的関連装備の供給であって、決議第千五百七十二号（二千四年）14の規定により設置された委員会により事前に承認されるもの。

4　上記1の規定に定める期間、コートジボワール当局は、上記3(e)に定める物品のいかなる輸送についても事前に委員会に対して通報し、又は上記3(f)で言及する物品のいかなる輸送についても事前に委員会の承認を要請するべきことを決定し、更に、支援を提供する加盟国は、これに代えて、コートジボワール政府に対してかかる意図を通報した後に、この通知を行うことができることを決定し、そのような通報又は承認の要請を行う場合には、使用目的及び最終使用者、輸送される装備の技術的規格及び数量並びに該当する場合には、供給業者、提供予定日、輸送方法及び輸送日程を含め、全ての関係する情報を含むことの重要性を強調する。

5　コートジボワール政府に対して、適用除外物資の輸入時点及び最終使用者への輸送が行われる前に、専門家グループ及びＵＮＯＣＩに同物資へのアクセスを認めるよう要請し、コートジボワール政府は武器と関連物資が同国領内で受領された際に識別番号を付してそれらの登記簿を維持すべきことを強調し、ＤＤＲ及びＳＳＲに関連して達成された進展に応じて、通報手続きを武器禁輸の全ての適用除外対象に拡大することを検討する用意があることを表明する。

6　決議第千五百七十二号（二千四年）9から12までの規定及び第千九百七十五号（二千十一年）12の規定により課せられた金融上及び渡航上の措置を二千十四年四月三十日まで延長することを決定し、さらに、キンバリー・プロセスの履行に向けた進展に照らして措置を再検討する用意を備えつつ、決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定により課せられた全ての国がコートジボワールからの全てのダイヤモンド原石の輸入を防止する措置を二千十四年四月三十日まで延長することを決定する。

7　安全保障理事会が上記1の規定に定める期間の終了時までに、コートジボワール全域における安定化の進捗状況に照らし、ＤＤＲ及びＳＳＲ、国民和解並びに不処罰との戦いの進捗状況に従い、制裁制度の残る措置の全部又は一部の更なる修正又は解除を行い得るとの観点から、上記1、3及び4の規定において決定された措置を更に再検討することを決定する。

8　コートジボワール政府に対し、同国の国内法枠組みの中に関係する条項を取り込むことを含め、上記1の規定で課された措置を執行するために必要な措置をとるよう要請する。

9　全ての国連加盟国（特にこの地域の国）に対し、上記1及び6の規定において言及された措置を完全に実施することを要請する。

10　コートジボワール西部における不安定に対する深い懸念を表明し、特に国境地域において、監視の増加、情報共有及び調整された行動の実施を通じたものを含め、国境の両側における外国武装分子の非武装化及び帰還並びに難民の帰還を支援するための共有された国境戦略を策定及び実施することにより、この問題に対処する近隣諸国当局の調整された行動を歓迎しさらに奨励する。

11　ＵＮＯＣＩと国際連合リベリア・ミッション（ＵＮＭＩＬ）に対し、それぞれの任務、能力及び展開する地域の範囲内で、コートジボワール政府及びリベリア政府が両国の国境を監視することをそれぞれ支援する上で緊密に調整することを継続するよう奨励し、専門家グループと決議第千八百五十四号（二千八年）4の規定に従って任命されたリベリアに関する専門家パネルとの間の更なる協力を歓迎する。

12　近隣諸国にいる者を含め、全ての不法に武装したコートジボワール人戦闘員に対して直ちに武器を放棄するよう要請し、ＵＮＯＣＩに対して、その任務、能力及び展開する地域の範囲内で、コートジボワール政府がかかる武器を回収及び補完しこれらの武器に関する全ての関連する情報を登録することへの支援を継続するよう奨励し、さらに、小型武器の拡散及び不正取引に取り組む国民委員会を含むコートジボワール政府に対し、それらの武器が、ＥＣＯＷＡＳ小型武器、弾薬及び関連物資に関する条約に従い、無害化されること又は不法に広まらないことを確保するよう要請する。

13　ＥＣＯＷＡＳ小型武器、弾薬及び関連物資に関する条約を批准するとのコートジボワール政府の決定を歓迎し、関係者に対してその履行に向けてコートジボワール政府を支援するよう奨励する。